

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成28年 2月15日

秋田県後期高齢者医療広域連合長 穂 積 志

秋田県後期高齢者医療広域連合条例第5号

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

秋田県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年秋田県後期高齢者医療広域連合条例第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6項」を「第5条」に改める。

第8条第1項第2号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。